

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人くもぎ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

### (費用弁償の支給等)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、別表により支払うことができるものとする。

ただし、理事で職員としての立場を有する者に対しては支給しない。

なお、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、支給するものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

### (費用弁償の支給日)

第5条 役員及び評議員の費用弁償は、必要の都度、支払うものとする。

### (費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 費用弁償は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月12日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 費用弁償費額表

区 分	費用弁償 (日額)
理 事	3, 0 0 0円
監 事	3, 0 0 0円
評議員	3, 5 0 0円